

生活困窮者自立支援事業 多久市生活自立支援センターだより すてっぴ

第59号（2021年11月発行）

多久市生活自立支援センター（多久市社会福祉協議会）からのお知らせです。
当センターでは、生活困窮者自立支援事業の業務に関する情報提供等を行い、定期的に広報誌【すてっぴ】を発行しています。
この広報誌を通じ、当センターの事業の理解や周知に繋がれば幸いです。

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、生活資金でお悩みの皆さまへ

一時的な資金の緊急貸付に関するご案内

佐賀県社会福祉協議会では、低所得世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付等を行う生活福祉資金貸付制度を実施しております。

本制度につき、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金等の特例貸付を実施しています。

★緊急小口資金（貸付上限額：20万円以内）

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

★総合支援資金（貸付上限額：最大20万円以内・貸付期間：3月以内）

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

※新型コロナウイルス感染症の影響で収入の減少があれば、休業・失業状態になくても対象となります。

※貸付上限額については、世帯状況等により異なります。

★申込み期限…11月末日

詳細については、当センターへお問い合わせください。また、センター相談員が自宅訪問もしておりますので、お気軽にご相談ください。

多久市生活自立支援センター（多久市社会福祉協議会）

【TEL】0952-75-3593

【FAX】0952-75-6590

【相談時間】8:30～17:00

※休み…土・日・祝・年末年始

北島（主任相談支援員）・安藤（家計改善支援員）